

## 重点番号 3 : 介護保険制度における住所地特例の適用対象の拡大 (鳥取県)

### 介護保険制度における住所地特例の適用対象の拡大について

平成 27 年 7 月  
鳥 取 県

#### 1 住所地特例制度について

##### (1) 制度の概要

介護保険では住民は居住する市町村が保険者となるが、住所地特例制度を適用することにより、対象施設に入所することで住所地（住民票）を移した場合には、住所地の市町村ではなく、施設入所前に居住していた市町村が保険者となる。

##### (2) 適用対象の変遷

年次	対象施設
制度創設時	・介護保険施設 (特養、老健、介護療養病床)
H17 年改正後 (H17. 6. 29 公布、H18. 4. 1 施行)	・介護専門型特定施設のうち入所定員 30 人以上であるもの ・養護老人ホーム
H18 改正（三位一体改革）後 (H18. 3. 31 公布、H18. 4. 1 施行)	(特定施設部分の対象拡大) ・特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 適合高専賃）
H23 改正後 (H24. 4. 1 施行)	(特定施設部分の改正) ・特定施設（有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を 受けていない賃貸方式のサービス月高齢者向け住宅を除く。）、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム）
H27 改正 (H27. 4. 1 施行)	・サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当す るもの

#### 2 鳥取県の提案

##### (1) 提案の概要

都市部から地方への移住を推進するに当たっては、介護が必要となった場合に、移住前自治体における居住期間に応じて介護保険の「住所地特例制度」の対象とするなど、介護費用を移住前の自治体が負担する制度的な仕組みを講じること。

##### (2) 制度改正の必要性

地方創生の中で、政府は高齢者が健康時から地方へ移り住む「日本版 C C R C」の普及を図ることとしており、本県としても積極的に取り組む考えであるが、現制度においては、移住後に介護が必要となった場合、介護費用に係る受入れ自治体の負担が大きくなるため、「日本版 C C R C」の普及の妨げとなる。

介護保険施設等に入所することにより移住する場合には、従前から住所地特例が適用となるが、施設等以外への移住については、当該特例の適用がないため、介護サービスの給付については、移転後保険者の負担となる。

#### 【適用対象拡大後、移住等により想定される事例】

- 例① A 町の住民が、B 市に住所地を移した後に、B 市において要介護認定を受けて B 市の住所地特例対象施設に入居する場合、保険者は A 町。
- 例② A 町の住民が、B 市の住所地特例の適用除外施設（他法に基づく障害者支援施設、救護施設等）に入居し、その後に継続して C 市の住所地特例対象施設に入居した場合、保険者は A 町。
- 例③ A 町の住民が、B 市に住所地を移した後に、B 市において要介護認定を受けて在宅の介護サービス等を受ける場合、保険者は A 町。

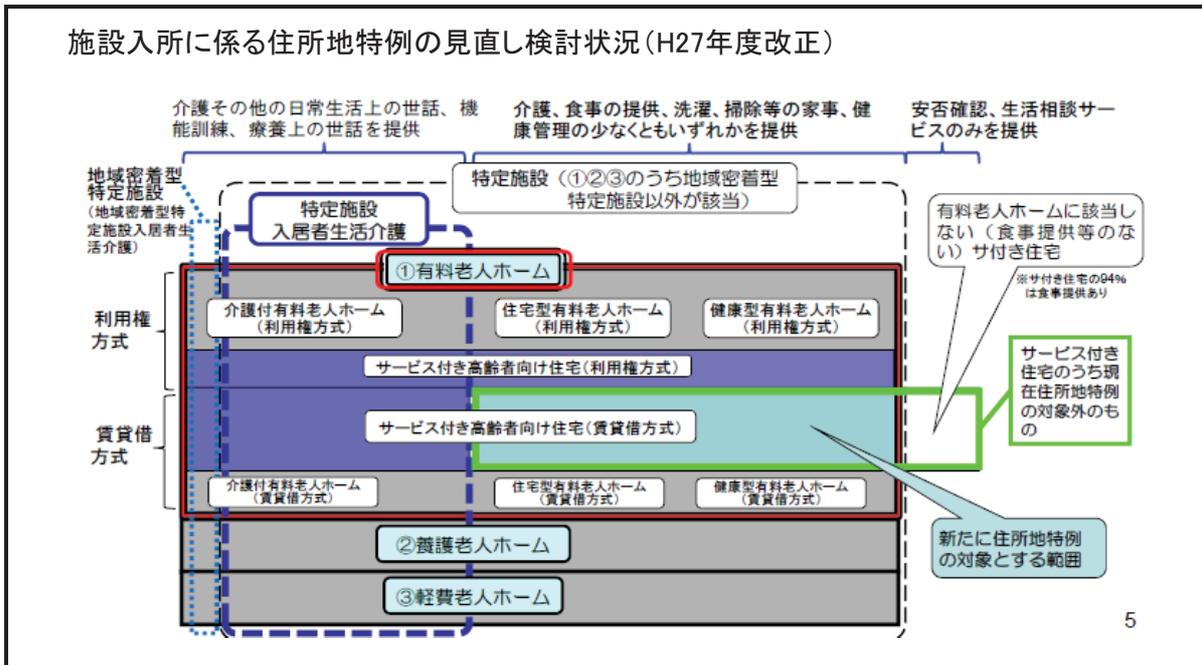
# 介護保険制度における住所地特例の適用対象について

平成27年7月  
鳥取県福祉保健部長寿社会課

	制度創設時～	平成18年度～	平成24年度～	平成27年度～	将 来
施設入所	・介護保険施設 (特養、老健、介護療養病床)				
	・介護専門型特定施設のうち入所定員30人以上であるもの ・養護老人ホーム				
	(特定施設部分の対象拡大) ・特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高専賃)				
	(特定施設部分の改正) ・特定施設(有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス月高齢者向け住宅を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)				
	・サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するもの				
在宅					<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p>サービス付き高齢者向け住宅のうち、住所地特例の対象外とされたもの</p> <p>住所地特例の適用除外施設 (他法に基づく障がい者支援施設、救護施設等)</p> </div>
					<div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>・持ち家、賃貸住宅等(保険者移動によるもの)</p> </div>
					<div style="border: 1px solid purple; padding: 5px;"> <p>・持ち家、賃貸住宅等(保険者移動がないもの)</p> </div>

**提案部分**

## 施設入所に係る住所地特例の見直し検討状況(H27年度改正)

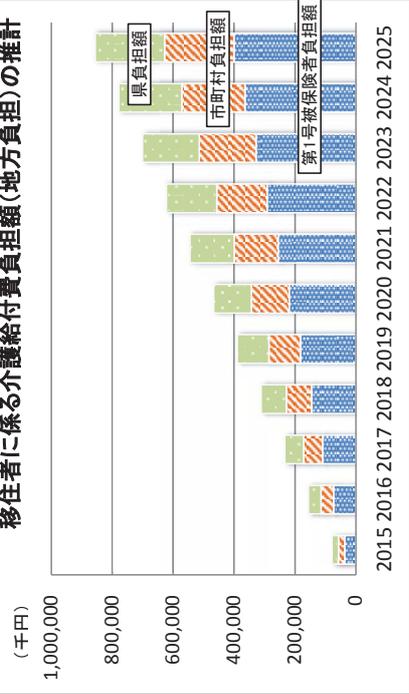


# 鳥取県における移住者に係る介護保険料の保険者負担額の推計(H27～37)

平成27年7月  
鳥取県福祉保健部長寿社会課

計画期	年度	中高年移住者数(人)		中高年移住者累計(人)		移住者分 介護給付費年額(千円) (b × 138千円 × 12月)	うち 第1号被保険者 負担額 (22%)	うち 市町村負担金 (12.5%)	うち 県負担金 (12.5%)	うち 国十 第2号被保険者 負担額
		うち 65歳以上 (50%) (a)	うち 要介護(支援) 認定者 (65歳～× 20%) (b)	65歳以上 (50%) (a)	要介護(支援) 認定者 (65歳以上×20%) (b)					
第6期	平成 27 (2015)	1,000	100	1,000	100	165,600	36,432	20,700	20,700	87,768
	平成 28 (2016)	1,000	100	2,000	200	331,200	72,864	41,400	41,400	175,536
	平成 29 (2017)	1,000	100	3,000	300	496,800	109,296	62,100	62,100	263,304
第7期	平成 30 (2018)	1,000	100	4,000	400	662,400	145,728	82,800	82,800	351,072
	平成 31 (2019)	1,000	100	5,000	500	828,000	182,160	103,500	103,500	438,840
	平成 32 (2020)	1,000	100	6,000	600	993,600	218,592	124,200	124,200	526,608
第8期	平成 33 (2021)	1,000	100	7,000	700	1,159,200	255,024	144,900	144,900	614,376
	平成 34 (2022)	1,000	100	8,000	800	1,324,800	291,456	165,600	165,600	702,144
	平成 35 (2023)	1,000	100	9,000	900	1,490,400	327,888	186,300	186,300	789,912
第9期	平成 36 (2024)	1,000	100	10,000	1,000	1,656,000	364,320	207,000	207,000	877,680
	平成 37 (2025)	1,000	100	11,000	1,100	1,821,600	400,752	227,700	227,700	965,448
	合計	11,000	1,100	—	—	10,929,600	2,404,512	1,366,200	1,366,200	5,792,688

移住者に係る介護給付費負担額(地方負担)の推計



## 【本推計における想定】

- ① 移住者のうち50歳以上の中高年者を年間1,000人と想定
  - ② 移住する中高年者のうち65歳以上の割合を50%と想定
  - ③ 要介護認定者1人当たりの介護給付費を、H24鳥取県平均138千円/月として推計
  - ④ 介護給付費における第1号被保険者負担額の割合は現行(居宅22%)で想定
  - ⑤ 介護給付費における市町村負担金又は都道府県負担金の割合は現行(居宅12.5%)で想定
- ※自然減等は考慮していない  
※移住者の高齢化は考慮しない